

生駒市規則第 1 4 号

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 5 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

生駒市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 1 5 年 3 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「第 7 条第 1 0 項」を「第 7 条第 1 1 項」に、「第 7 条第 1 1 項」を「第 7 条第 1 2 項」に、「第 7 条第 1 2 項」を「第 7 条第 1 3 項」に、「第 7 条第 1 3 項」を「第 7 条第 1 4 項」に改める。

様式第 1 号中

銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、銃砲刀剣類所持取締法の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日		を
---	--	---

狩猟免許を受けている場合にあっては、当該免許の種類、免許を与えた知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日		に
銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日		

改める。

様式第 8 号中「第 7 条第 1 0 項（第 7 条第 1 1 項）」を「第 7 条第 1 1 項（第 7

条第 1 2 項」に改める。

様式第 9 号中「第 7 条第 1 2 項（第 7 条第 1 3 項）」を「第 7 条第 1 3 項（第 7 条第 1 4 項）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。